年　　月　　日

　　　　　　　　様

小野町長

地域生活支援事業利用取消通知書

　小野町地域生活支援事業実施規則第４６条第２項（第５６条第２項）の規定により、下記の理由により取り消します。

記

　　取消理由

教示

１　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に異議申し立てをすることができます。

２　この決定の取り消しを求める訴えをする場合は、この決定のあったことを知った日から６か月以内に、小野町長を被告として当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から１年を経過したときは、提起することができません。